

野田市告示第277号

野田市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和5年野田市条例第37号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月26日

野田市長 鈴木 有

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	
写 真	次の者は、野田市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和5年野田市条例第37号）第17条第1項の規定による立入調査を行うものであることを証明する。
	所属
	職名
	氏名
①	年 月 日生
	年 月 日発行
	野田市長
	②

6cm

9cm

(裏)

注 意 事 項	
1	この証明書は、野田市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第17条第1項の規定による立入調査を行うときは、必ず携帯すること。
2	記載事項に変更が生じたとき又は汚損等したときは、速やかに訂正又は再交付を受けること。
3	この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
4	この証明書を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
5	退職等のときは、返還すること。